

市役所での手続きチェックリスト

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
住民登録	世帯主である	●世帯主の変更(変更届)		☐	市民課	4
	印鑑登録をしている	●印鑑登録証(カード)の返還		☐		
	マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方	●カードの返納		☐		
年金	国民年金に加入している	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求		☐	健幸増進課	5
	国民年金のみを受給している	●未支給年金請求 ●遺族基礎年金請求		☐		
	共済年金・厚生年金を受給している	各年金事務所へ直接お問い合わせください。				
保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ●国民健康保険資格喪失の手続き及び各種証の返納 ●葬祭費の支給申請		☐	健幸増進課	6
	後期高齢者医療保険に加入している	後期高齢者医療保険の手続き ●各種証の返納 ●保険料の精算 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請		☐		
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている	介護保険の手続き ●介護保険料等郵送物に関する転送の届出		☐	介護保険課	
高齢福祉	紙おむつの給付を受けている方	●返還届		☐	高齢・障がい福祉課	7
	緊急通報システムを利用している	●緊急通報装置の撤去・返還		☐		
税金	市税(市県民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税)を納めている	●相続人代表者の指定		☐	税務課	8
	未登記家屋を所有している	●未登記家屋の名義変更		☐		
	口座振替で納税している	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)		☐		
自動車・バイク	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している	●廃車手続き・名義変更		☐		

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きが必要な人	主な手続き	該当	済	担当課	参照ページ
しょうがい	次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納		☐	高齢・障がい 福祉課	9
	次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当	●資格喪失届 ●資格要件変更届		☐		
	障がい者医療費助成を受給中の方	●資格喪失届		☐		
子ども	児童手当の支給対象児または 受給者である	児童手当支給対象の児童の方 ●受給事由消滅または減額改定 児童手当を受給している方 ●受給事由消滅未支払請求認定請求		☐	こども家庭課	10
	児童扶養手当、特別児童扶養手当の 支給対象児または受給者である	児童扶養手当支給対象の児童の方 ●資格喪失届または額改定届 児童扶養手当を受給している方 ●受給者死亡届（未支払手当請求書） 特別児童扶養手当支給対象の児童の方 特別児童扶養手当を受給している方		☐	・こども家庭課 ・高齢・障がい 福祉課	
	こども医療費助成、ひとり親家庭等医療 費助成を受給している方・受給している 方の保護者の方	受給している方 ●資格喪失届 受給している方の保護者 ●健康保険証の変更		☐	こども家庭課	11
	学校給食の提供を受けている児童の 保護者	●学校給食費の納入義務者の変更		☐	教育総務課	
下水道	水道（下水道）の契約者の方	水道・下水道の閉栓・名義変更		☐	上下水道課	
市営住宅	市営住宅に入居している	住宅の名義を変更する場合 ●市営住宅入居承継承認申請 市営住宅を返還する場合 ●市営住宅返還届 同居している方が亡くなった場合 ●市営住宅同居者異動届		☐	都市計画課	12
墓地・霊園	市営浜墓地・高石霊園の使用者である	●墓地の承継の届出 ●埋蔵届の提出		☐	市民課	
畜犬	犬を飼っている	●所有者の変更届		☐	環境政策課	13
ごみ	ごみの処理（持込）が必要な方	●粗大ごみの電話申込 ●臨時ごみ・転宅ごみ ●直接搬入 （泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター）		☐		
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出		☐	農業委員会 事務局	
農園	健幸コミュニティ農園を利用している	●返還される場合（辞退届） ●名義を変更して継続利用される場合		☐	産業共創課	14
スポーツ	オーパス・スポーツ施設情報システムに ご登録いただいている方	●高石市スポーツ施設情報システム 利用登録廃止届		☐	社会教育課	

市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		☐	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		☐	各金融機関 等
	株式等	名義変更		☐	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		☐	遺言者の最終の住所地を管轄する家庭裁判所 大阪地方・家庭裁判所堺支部
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		☐	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		☐	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		☐	フリーダイヤル ☎0120-151515 有料ダイヤル ☎050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		☐	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		☐	高石警察署 ☎072-265-1234
	軽自動車を 所有していた方	廃車手続き・名義変更		☐	軽自動車検査協会大阪主管事務所 和泉支所 ☎050-3816-1842
	普通自動車・二輪単車 (125ccを超えるもの) を所有していた方	廃車手続き・名義変更		☐	和泉自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2060
	クレジットカード	解約		☐	各契約会社
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		☐	各契約会社
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		☐	大阪法務局 堺支局 〒590-0078 大阪府堺市堺区南瓦町2-29 ☎072-221-2756

世帯主である

手続き・持ち物

●世帯主の変更(変更届)

- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

受付窓口

市民課

期限

速やかに

印鑑登録をしている

手続不要です。自動で廃止になります。カード(登録証)はご自身で廃棄いただくか、市役所に返却をしてください。

手続き・持ち物

●印鑑登録証(カード)の返還

受付窓口

市民課

マイナンバーカード及び通知カード、住民基本台帳カードをお持ちの方

手続不要です。自動で廃止になります。カード(登録証)はご自身で廃棄いただくか、市役所に返却をしてください。

手続き・持ち物

●カードの返納

受付窓口

市民課

国民年金に加入している

手続き・持ち物

国民年金の手続き

●遺族基礎年金の請求

- ☐ 亡くなられた方の年金手帳又は基礎年金番号通知書
- ☐ 亡くなられた方の死亡診断書写し
- ☐ 請求者となる方のマイナンバーカード
- ☐ 請求者となる方の預貯金通帳
- ☐ 亡くなられた方と請求者となる方の関係の分かるもの(戸籍謄本など)

●寡婦年金の請求

●死亡一時金の請求

受付窓口

健幸増進課

期限

- 遺族基礎年金・・・死亡日の翌日から5年以内
- 寡婦年金・・・請求者となる方が65歳になるまで
- 死亡一時金・・・死亡日の翌日から2年以内

※上記以外にも書類が必要になる場合があります。

国民年金のみを受給している

手続き・持ち物

●未支給年金請求

- ☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 亡くなられた方の死亡診断書写し
- ☐ 請求者となる方のマイナンバーカード
- ☐ 請求者となる方の預貯金通帳
- ☐ 亡くなられた方と請求者となる方の関係の分かるもの(戸籍謄本など)

●遺族基礎年金請求

受付窓口

健幸増進課

期限

- 未支給年金・・・亡くなられた方の年金支払い日の翌月1日から5年以内
- 遺族基礎年金・・・死亡日の翌日から5年以内

※上記以外にも書類が必要になる場合があります。

共済年金・厚生年金を受給している

手続き

各年金事務所へ直接お問い合わせください。

国民健康保険に加入している

手続き・持ち物

国民健康保険の手続き

●国民健康保険資格喪失の手続き及び各種証の返納

- ☐ 死亡が確認できるもの(戸籍謄本、埋火葬許可証、死亡診断書、死亡書など)
※市民課にて死亡の届け出をしている場合は不要
- ☐ 故人の被保険者証または資格証明書
- ☐ 高齢受給者証(70～74歳の方) ☐ 限度額適用認定証(お持ちの方)
- ☐ 特定疾病療養受療証(お持ちの方)
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 死亡が確認できるもの(戸籍謄本、埋火葬許可証、死亡診断書、死亡書など)
※市民課にて死亡の届け出をしている場合は不要
- ☐ 葬儀執行者の口座情報がわかるもの及び印鑑
- ☐ 葬儀費用の領収書(葬儀執行者の氏名が記載されているもの)
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- ☐ 委任状(※葬儀執行者以外の者が申請をする場合)

受付窓口

健幸増進課

期限

- 各種証の返納・・・・・・死亡日から14日以内
- 葬祭費の支給申請・・・葬儀が行われた日の翌日から2年以内

※期間を過ぎると時効となり、支給されません。支給申請される場合は、必要書類が整いましたらできる限りお早めに手続きを行ってください。

後期高齢者医療保険に加入している

手続き・持ち物

後期高齢者医療保険の手続き

●各種証の返納 ●保険料の精算

- ☐ 死亡が確認できるもの(戸籍謄本、埋火葬許可証、死亡診断書、死亡書など)
※市民課にて死亡の届け出をしている場合は不要
- ☐ 故人の被保険者証
- ☐ 限度額適用認定証(お持ちの方)
- ☐ 特定疾病療養受療証(お持ちの方)
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

●葬祭費の支給申請

- ☐ 死亡が確認できるもの(戸籍謄本、埋火葬許可証、死亡診断書、死亡書など)
※市民課にて死亡の届け出をしている場合は不要
- ☐ 葬儀費用の領収書(葬儀執行者の氏名が記載されているもの)
- ☐ 葬儀執行者の口座情報がわかるもの
- ☐ 印鑑(委任状または誓約書を代筆する場合)
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

●高額療養費等の支給申請

- ☐ 申請者(相続人)の口座情報がわかるもの
- ☐ 印鑑(委任状または誓約書を代筆する場合)
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

受付窓口

健幸増進課

期限

- 各種証の返納………死亡日から14日以内
- 葬祭費の支給申請…葬儀が行われた日の翌日から2年以内
- 高額療養費の払戻申請…診療を受けた日の属する月の翌月初日から2年以内

※期間を過ぎると時効となり、支給されません。支給申請される場合は、必要書類が整いましたらできる限りお早めに手続きを行ってください。

65歳以上または介護認定を受けている

手続き・持ち物

介護保険の手続き

●介護保険料等郵送物に関する転送の届出

- ☐ 介護保険被保険者証・負担割合証・限度額認定証

受付窓口

介護保険課

期限

速やかに

紙おむつの給付を受けている方

手続き・持ち物

- 返還届
- ☐ 発券済おむつ券

受付窓口

高齢・障がい福祉課

期限

速やかに

緊急通報システムを利用している

手続き・持ち物

- 緊急通報装置の撤去・返還
- ☐ 緊急通報装置本体・付属品

受付窓口

高齢・障がい福祉課

期限

速やかに

市税(市県民税・固定資産税・自動車税・軽自動車税)を納めている

相続人の中から市税の納税通知書等を受け取る「相続人(現所有者)代表者」を届け出てください。また、すでに相続人(現所有者)代表者となっている方が亡くなられた場合は、あらためて「相続人(現所有者)代表者」の届け出が必要となります。

※亡くなられた方が土地・家屋を共有し、その代表者となっている場合には、「共有物件代表納税義務者」の変更手続きが必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

手続き・持ち物

- 相続人代表者の指定
- ☐ 相続人であることが分かる書類(戸籍謄本など)又は
法定相続情報一覧図の写し
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

受付窓口

税務課

期限

速やかに

未登記家屋を所有している

亡くなられた方が未登記家屋を所有している場合に、ご名義を変更する手続きです。

(登記されている家屋の所有者変更は法務局へ申請してください。)

手続き・持ち物

●未登記家屋の名義変更

- ☐ 遺産分割協議書(写し)、新名義人の実印及び印鑑証明書
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

受付窓口

税務課

期限

速やかに

口座振替で納税している

亡くなられた方が登録している市税の振替口座の廃止手続き及び相続人における振替口座の新規登録手続きです。

手続き・持ち物

●今後の納税に関する手続き・納付について

(口座振替の変更または廃止等)

- ☐ 特になし

受付窓口

税務課

期限

速やかに

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有している

亡くなられた方が原動機付自転車や小型特殊自動車を所有している場合、変更等の手続きが必要となります。

詳しくは、お問い合わせください。

手続き・持ち物

●廃車手続き・名義変更

- ☐ 亡くなられた方と請求者となる方の関係の分かるもの(戸籍謄本など)
- ☐ 原動機付自転車等申告済証又は標識交付証明書
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)
- ☐ ナンバープレート

受付窓口

税務課

期限

速やかに

次のいずれかを所有している 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

手続き・持ち物

●各種障害者手帳の返納

☐ 各種障害者手帳

受付窓口

高齢・障がい福祉課

期限

速やかに

次のいずれかを受給している 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当

手続き・持ち物

●資格喪失届

☐ 亡くなられたことを確認できる書類
(戸籍謄本、埋火葬許可証、死亡診断書、死亡書のコピーなど)

●資格要件変更届

☐ 印鑑

☐ 未支払い分の振込先口座(相続人名義)の分かるもの

受付窓口

高齢・障がい福祉課

期限

死亡日から14日以内

障がい者医療費助成を受給中の方

手続き・持ち物

●資格喪失届

☐ 医療証

受付窓口

高齢・障がい福祉課

期限

速やかに

児童手当の支給対象児または受給者である

手続き・持ち物

児童手当支給対象の児童の方

●受給事由消滅または減額改定

児童手当を受給している方

●受給事由消滅未支払請求認定請求

- ☐ 支給対象となっている児童の預金通帳等
- ☐ 新しく受給者となる方の健康保険証・預金通帳等

受付窓口

こども家庭課

期限

受給資格者及び支給対象児童の死亡日から15日以内

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である

手続き・持ち物

児童扶養手当支給対象の児童の方

●資格喪失届または額改定届

- ☐ 児童扶養手当証書

児童扶養手当を受給している方

●受給者死亡届(未支払手当請求書)

- ☐ 児童扶養手当証書
- ☐ 支給対象となっている児童の預金通帳等

特別児童扶養手当支給対象の児童の方、

特別児童扶養手当を受給している方

- ☐ 状況によって必要な書類が異なるため、担当窓口にお問い合わせください

受付窓口

こども家庭課(児童扶養手当)
高齢・障がい福祉課(特別児童扶養手当)

期限

受給資格者の死亡日から14日以内



こども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成を受給している方・ 受給している方の保護者の方

手続き・持ち物

受給している方

●資格喪失届

☐ こども医療証またはひとり親家庭医療証

受給している方の保護者

●健康保険証の変更

☐ 受給している方の健康保険証

受付窓口

こども家庭課

期限

速やかに

学校給食の提供を受けている児童の保護者

手続き・持ち物

●学校給食費の納入義務者の変更

受付窓口

教育総務課

期限

速やかに

水道(下水道)の契約者の方

【注意事項】 水量が0立方メートルでも、水道閉栓のご連絡がない場合は、毎月基本料金が請求されますのでお忘れにならないようお願いします。

手続き・持ち物

●水道・下水道の閉栓・名義変更

☐ お客様番号、ご使用者名義(ご契約者)、水道の使用住所(設置住所)がわかるもの(「検針のお知らせ」など)

受付窓口

上下水道課 お客様サービスセンター
(☎072-275-6427、FAX 072-265-9916)

期限

速やかに

※手続きは電話・ファックスでも手続きができます。閉栓手続きについてはインターネットで申込みできます。

市営住宅に入居している

名義変更(入居者の地位の承継)は、入居名義人が亡くなられたときに同居していた方が、引き続き市営住宅に居住したいときに、市条例等の規定に該当する場合のみとなります。詳しくは都市計画課にお問い合わせください。

手続き・持ち物

住宅の名義を変更する場合

- 市営住宅入居承継承認申請

市営住宅を返還する場合

- 市営住宅返還届

同居している方が亡くなられた場合

- 市営住宅同居者異動届

受付窓口

都市計画課

期限

速やかに

市営浜墓地・高石霊園の使用者である

手続き・持ち物

●墓地の承継の届出

- ☐ 承継人によって、必要な書類が異なりますので、市民課へお問い合わせください

●埋蔵届の提出

- ☐ 火葬証明書(原本)

受付窓口

市民課

犬を飼っている

手続き・持ち物

●所有者の変更届

- ☐ 犬の鑑札

受付窓口

環境政策課

期限

速やかに

ごみの処理(持込)が必要な方

手続き・持ち物

●粗大ごみの電話申込

- ☐ 高石市環境サービスセンターに電話申込してください

フリーダイヤル・・・0120-13-7008

(通話料無料、携帯電話・PHSからはかかりません)

一般回線……………072-264-2008

受付時間:月曜日～土曜日の午前9時～午後1時(祝日も受付しています)

●臨時ごみ・転宅ごみ

- ☐ 地区別収集運搬業者へ直接連絡

(地区別収集運搬業者の連絡先は「高石市のごみの収集」(保存版冊子)をご覧ください)か、環境政策課にお問い合わせください)

●直接搬入(泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター)

- ☐ 予約番号を記入した「一般廃棄物搬入申請書」

住所:和泉市舞町87番地

電話:0725-41-2030

受付時間:月曜日～金曜日(祝日は除く)

第2土曜日(月によって変更する場合がございます)

午後0時45分～午後4時30分

受付窓口

環境政策課

期限

特になし

農地を相続された方

手続き・持ち物

●農地法第3条の3第1項の規定による届出

- ☐ 登記事項証明書の写し

(届出内容により追加で書類が必要となる場合があります)

受付窓口

農業委員会事務局

期限

権利取得を知った日から概ね10ヶ月以内

健幸コミュニティ農園を利用している

亡くなられた方が健幸コミュニティ農園を主として借受されている場合、変更等の手続きが必要となります。
詳しくは、産業共創課へお問い合わせください。

手続き・持ち物

●返還される場合(辞退届)

- ☐ 亡くなられた方と請求者となる方の関係の分かるもの(戸籍謄本など)
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

●名義を変更して継続利用される場合

- ☐ 亡くなられた方と請求者となる方の関係の分かるもの(戸籍謄本など)
- ☐ 窓口で手続きする人の本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)

受付窓口

産業共創課

期限

速やかに

オーパス・スポーツ施設情報システムにご登録いただいている方

手続き・持ち物

●高石市スポーツ施設情報システム利用登録廃止届

- ☐ オーパスカード

受付窓口

社会教育課

期限

速やかに

